



江迎労働基準監督署発表
令和3年2月10日（水）

担 当	江迎労働基準監督署
	監督・安衛課長 石津 洋超 電話 0956-65-2141

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～建設工事現場における墜落防止措置義務違反の疑い～

江迎労働基準監督署（署長 樽見啓介）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、白石建設株式会社及び同社の現場責任者を長崎地方検察庁平戸支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和2年11月10日、倉庫のスレート屋根の張り替え作業をしていた労働者がスレート屋根を踏み抜き、高さ約6メートルから墜落し死亡したもの。

1 被疑者

- 白石建設株式会社
所在地 長崎県平戸市
事業内容 建設業
- 被疑者A（男性、49歳）

2 違反条文

被疑者白石建設株式会社及び被疑者Aについて
労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑者Aは、令和2年11月10日に松浦市内の倉庫屋根修繕工事現場において、被疑者白石建設株式会社の労働者B（男性、60歳台）に倉庫のスレート屋根上で台風被害のため割れたスレートの張り替え作業を行わせるのに、歩み板の設置、防網を張るなど踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなかった疑いがある

ものです。

4 参考事項

昨年（令和2年）1年間で、スレート等の踏み抜きによる墜落災害に係る送検事例は、全国で20件（うち長崎県1件）となっています。

倉庫の屋根材として広く使用されているスレートは重量が軽く安価である反面、人の体重程度の重量がかかると割れるという非常にもろい性質を持っています。そのためスレート屋根上で作業者に作業させる場合には、屋根にかかる荷重を分散させるために作業者が乗るための歩み板と呼ばれる板を設置するなどの安全対策を講じることが労働安全衛生法（労働安全衛生規則）で義務付けられています。

墜落災害については災害発生件数が多く、死亡災害など重篤な災害につながることから、当署において、今後とも事業者等に対し安全対策を講じるよう指導を徹底し、死亡災害などの重篤な災害に対しては司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第 524 条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。